

基安安発0914第1号

基安労発0914第1号

平成23年9月14日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

労 働 衛 生 課 長

(契印省略)

工業標準の確認について（公示）

標記については、別添のとおり厚生労働大臣及び経済産業大臣が主務大臣となり確認がなされ、平成23年10月25日付け官報に公示する予定である。

内容については、日本工業標準調査会ホームページ（<http://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供することとされるので了知されたい。

なお、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供することとされるので念のため申し添える。

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年10月25日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成23年10月25日

厚生労働大臣名

経済産業大臣名

記

確認された日本工業規格

トンネル工事機械－安全－第1部：シールド及び推進機の要求事項	A 8 2 0 2－1
トンネル工事機械－安全－第2部：自由断面トンネル掘削機の要求事項	A 8 2 0 2－2
道路工事機械－安全－第1部：一般要求事項	A 8 5 0 8－1
道路工事機械－安全－第4部：締固め機械の要求事項	A 8 5 0 8－4
基礎工事機械－安全－第1部：くい打機の要求事項	A 8 5 0 9－1
コンクリート及びモルタルの圧送ポンプ、吹付機及びブーム装置－安全要求事項	A 8 6 1 2
圧力容器の構造－特定規格	B 8 2 6 6
ベルトスリング	B 8 8 1 8
クレーン－逸走防止装置－第4部：ジブクレーン	B 8 8 2 8－4
クレーン－ワイヤロープ－取扱い、保守、取付け、検査及び廃棄	B 8 8 3 6
機械類の安全性－ガードと共同するインタロック装置－設計及び選択のための原則	B 9 7 1 0
機械類の安全性－両手操作制御装置－機能的側面及び設計原則	B 9 7 1 2
機械類の安全性－予期しない起動の防止	B 9 7 1 4
機械類の安全性－人体部位の接近速度に基づく保護設備の位置決め	B 9 7 1 5
機械類の安全性－ガード－固定式及び可動式ガードの設計及び製作のための一般要求事項	B 9 7 1 6
血液及び体液の接触に対する防護服－防護服材料	T 8 0 6 0

の血液及び体液に対する耐浸透性の求め方－人工
血液を用いる試験方法

防振手袋 T 8 1 1 4

防護服－ハンドナイフによる切創及び突刺し傷を T 8 1 2 1－2

防護するための手袋及びアームガード－第2部：鎖
かたびら以外の材料からなる手袋及びアームガー
ド

生物学的危険物質に対する防護服－種類及び試験 T 8 1 2 2
方法

粒状研磨材を用いるブラスト処理作業用防護服 T 8 1 2 3

レーザ保護フィルタ及びレーザ保護めがね T 8 1 4 3

送気マスク T 8 1 5 3

防音保護具 T 8 1 6 1

検知管式硫化水素測定器（測長形） T 8 2 0 4

硫化水素計 T 8 2 0 5